

## 1. 電気需給契約のお申込みと供給開始日について

- お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款【低圧】(北海道エリア)、適用を希望される契約種別の料金定義書、ポラリンでんき×ポテト重要事項説明(本書面)、(販売代理事業者にて契約され該当する場合)販売代理事業者の定める規約等、一般送配電事業者が定める託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を承諾のうえ、当社指定の様式または当社ホームページにてお申込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申込みを受付けることがあります。
- 当社指定の様式または当社ホームページにてお申込みいただいた事項に加え、後日必要な情報の提供をお願いすることがあります。
- 供給開始予定日は、原則として、当社にてお申込みを受付けた日から標準処理期間(一般送配電事業者が定める計量メーター取替え等に要する期間)が経過した日以降となります。ただし、転居先での電気需給契約の場合は、原則として、お客さまご希望日より供給開始いたします。
- 万が一、供給開始予定日より前にスイッチングのお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

## 2. 電力契約解除に伴う不測の不利益について

- 従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際どのような不利益を被るかは従前の小売電気事業者にご確認ください。
  - ①過去電力使用量の照会不可
  - ②解約に伴う違約金の発生(複数年契約等の場合)
  - ③発行ポイントの失効
  - ④継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア
  - ⑤従前の小売電気事業者にて新規お申込み受けを完了している契約メニューへの再申込み不可

## 3. ご契約の内容について

- 契約種別は、ポラリンでんきB・ポラリンでんきC・ポラリンでんきDのうち、小売電気事業者の切替えの場合には、従前の小売電気事業者との間で適用されていた契約種別等に対応するものを適用し、契約電流等は従前の小売電気事業者との間で適用されているものと同等のものとします。新たに電気供給を開始する場合には、使用設備状況により契約種別・契約電流等を定めます。
- 契約種別は、適用開始後1年経過するまで原則として変更はできません。
- 契約電流は20A以上とさせていただきます。お客さまの使用設備状況によってはお申込みをお断りする場合があります。
- お客さまの使用実態によっては、契約電流等の見直しをお願いさせていただくことがあります。
- 供給電圧は100V、200V、100Vおよび200Vのいずれかとし、周波数は50Hzとします。
- ポラリンでんきDのご契約は、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

## 4. 電源構成・非化石証書の使用について

- 電源構成および非化石証書の使用状況については、実績値を、当社ホームページにて公表することにより、お客さまにお知らせいたします。

## 5. 電気ご使用量や電気料金の計算方法について

- **電気料金は、電気需給約款【低圧】(北海道エリア)・料金定義書に基づいて計算されます。**
- **当社の電気料金は、基本料金、電力量料金(燃料費等調整額を加減します)、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額としています。**
- **燃料費等調整は、原油・LNG・石炭の燃料価格および離島供給に係る火力燃料費の変動に応じて、自動的に電気料金を調整する仕組みです。その計算方法と具体的な単価は当社ホームページをご覧ください。当社が行う燃料費等調整には上限がございません。**

- 電気使用量等の計測は一般送配電事業者が設置した計量器により実施し、その計量値を受領後に料金を計算いたします。
- 料金の算定期間は、原則として前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間になります。ただし、契約終了時や転居先での電気需給契約における契約開始月等、上記によらない場合があります。
- 電気使用量および請求金額は、お客さま専用 Web サイト(マイページ)にてご確認ください。お客さま専用 Web サイト(マイページ)の初期パスワードは、原則として供給開始日までにお知らせいたします。ただし、転居先での電気需給契約の場合等、供給開始日以降にお知らせすることがあります。

## 6. 電気料金のお支払いについて

- 電気料金のお支払いには、当社取扱いのクレジットカードまたは口座振替をご選択いただけます。なお、販売代理事業者を通じてお支払いをいただく場合には、その販売代理事業者の規定によります。

- クレジットカードでお支払いいただく場合、お客さまが指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- 口座振替でお支払いいただく場合、毎月 27 日に引落としいたします。(金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に引落としいたします)  
なお、WEB 口座振替に関する規約や条件は、当該金融機関の定めに従うものとします。
- ご利用明細書等の郵送をご希望される場合は、原則として別に定める手数料(110 円/月・税込)をご負担いただけます。
- クレジットカードまたは口座振替によるお支払いが確認できない場合、またはお支払い方法の設定が完了していない場合は、当社が指定の様式に基づき、指定期日までにお支払いいただけます。なお、当社指定の振込票の郵送を継続する場合等は、原則として別に定める手数料(330 円/月・税込)をご負担いただけます。
- その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金等、一般送配電事業者から当社に請求される費用についても同様に、お客さまに請求いたします。

## 7. 電気の需給に関するお客さまご協力をお願い

- 電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された以下の事項を順守していただけます。それに伴い、当社もしくは一般送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
  - ①お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などの作業用地の確保
  - ②電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電(お客さまの電気の使用の中止または制限)
  - ③お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立入り
  - ④お客さまの電気のご利用に伴い他の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
  - ⑤電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合にはその旨の通知

## 8. 契約の成立と契約期間について

- 電気需給契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- 契約期間は、契約が成立した日から、お客さままたは当社が契約を解約する日までといたします。

## 9. お客さま希望による契約変更または解約について

- 転居の場合は、電気の使用停止日が決まり次第、5 営業日前までに解約のお申し出をいただくことで、電気需給契約を解約することができます。お問合せ先までご連絡ください。
- 契約の変更または解約をご希望されるお客さまは、以下に記載するお問合せ先までご連絡ください。

## 10. 当社が行う契約の解除について

- 当社は、次のいずれかに該当する場合には、電気需給契約を解除することができます。
  - ①電気需給約款【低圧】(北海道エリア)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
  - ②お客さまが、電気使用終了期日の通知をせず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかだと当社が判断した場合
  - ③支払期日を経過してもお客さまが他の契約(既に終了しているものを含みます)の料金等を支払われない場合
  - ④その他、お客さまが電気需給約款【低圧】(北海道エリア)等の規定に違反した場合

## 11. 無契約状態となった場合の手続きについて

- お客さまがフーリング・オフを希望される場合や、当社より契約を解除された場合等には、無契約状態となり電気の供給が停止する恐れがあります。そのため、他の小売電気事業者の小売供給契約を申込み、北海道電力株式会社の特小売供給契約を申込みする必要があります。

## 12. 電気料金等の改定について

- 当社は、電源の調達状況が変化した場合、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合、託送供給等約款の改定により料金改定が必要となる場合など、電気需給約款等を改定することがあります。その場合、変更内容およびその適用開始日を当社ホームページにおいて公表いたします。

## 13. 電磁的交付について

- 当社は、電気需給約款【低圧】(北海道エリア)、料金定義書、各種説明書(これらの変更を含みます)、各種案内、契約内容、取引履歴等の内容を、書面の交付(郵送)に代え、当社ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法により、お客さまに交付します。お客さまは、電磁的交付によることを承諾していただきます。
- お客さまは、契約変更時における契約内容の説明および電磁的交付の内容について、次の事項を承諾するものといたします。

(1) 電気需給約款等を変更するとき(2)に定める場合を除く)

- ①供給条件の説明および契約締結前の電磁的交付を行う場合 当該変更をしようとする事項のみとすること
- ②契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容

当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号

(2) 電気需給約款等を変更するときであって、法令改廃に伴う形式的な変更等の実質的内容を伴わない内容である場合

- ① 供給条件の説明を行う場合 当社ホームページに掲載する方法をもって説明すること
- ② 契約締結後の電磁的交付 これを行わないこと

## 14. 個人情報の取扱いについて

- 当社は、お客さまの個人情報(お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を当社が独自で取得したものを含みます。)を次に記載した目的で利用いたします。

ポラリンでんき重要事項説明 下記の事項を必ずお読みいただき、お申込みください

- 1) ポラリンでんき×ポテトをはじめとするをはじめとする当社サービス(以下、「当社サービス」といいます)の受付および提供のため
  - 2) 当社サービスの開始・変更・終了のために必要な手続きを行うため
  - 3) 当社サービスの情報提供およびお問合せ対応等のサポートならびにサービス向上のため
  - 4) 当社サービスの料金その他の請求業務を行うため
  - 5) エネルギー供給設備、消費機器等の修理・取替え・点検等の保安活動のため
  - 6) 懸賞、作品公募およびキャンペーン等の当選等のご本人への通知・発表ならびに景品・賞品・謝礼の提供その他の諸対応のため
  - 7) 契約履歴や取得した閲覧履歴等の情報を分析して、それに応じたお客さまにとって有用と思われる当社、東急グループ各社および提携先企業等の商品、サービス、優待、イベント・キャンペーン、セミナー等に関する情報、サービスのお知らせに利用するため
  - 8) 東急グループ各社および当社サービスの契約の締結を代理している事業者等の商品、サービス、キャンペーン等のご案内のために、当該事業者等にお客さまの個人情報を提供するため
  - 9) お客さまに個別にご了解いただいた目的に利用するため
  - 10) 他人による成りすまし等の権利侵害からお客さま情報を守ることを目的とした本人確認に利用するため
  - 11) その他当社の事業と密接に関連する目的に利用するため
- その他のお客さまの個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページをご覧ください。

## 15. お問合せ先・各事業者情報

- 申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き、追加情報提供受付等、ご不明な点は、当社へお問合せください。なお、電気需給契約を販売代理事業者においてご契約いただいたお客さまは、その販売代理事業者にお問合せください。

### • 小売電気事業者

商 号 株式会社 東急パワーサプライ  
主たる事務所 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 世田谷ビジネススクエアタワー  
代 表 者 代表取締役社長 御代 一秀  
電 話 番 号 0570-057-109(受付時間:平日9:00~15:00)  
登 録 番 号 A0069

### • 販売代理事業者

商 号 旭川ケーブルテレビ株式会社  
所 在 地 北海道旭川市8条西2丁目2番16号  
代 表 者 代表取締役社長 尾崎 吉一  
電 話 番 号 0166-22-0707(受付時間:9:00~17:00)

## ■クーリング・オフに関する事項

1. お客様が、訪問販売および電話勧誘販売でご契約された場合、本書面受領日から起算して8日を経過する日までの間は、書面または当社ホームページお問合せフォームにより無条件で契約を解除すること（「クーリング・オフ」といいます。）ができます。
2. 1に記載した事項に係らず、当社が特定商取引法の規定に違反してクーリング・オフを妨げるため、不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによって1の期間を経過するまでにクーリング・オフを行わなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を当社より受領した日から起算して8日間を経過するまでは、書面または当社ホームページお問合せフォームによりクーリング・オフを行うことができます。
3. クーリング・オフは、お客様がクーリング・オフに係る書面を発したとき、またはお問合せ先記載の電子メールにより通知を送信したときにその効力を生じます。
4. クーリング・オフがあった場合において、当社は、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払をお客さまに請求することはありません。
5. クーリング・オフがあった場合において、既に当該契約に基づき電気の供給がされたときは、当社はその料金その他の金銭の支払を請求することはありません。
6. クーリング・オフがあった場合において、既に料金等がお客さまより支払われているときは、当社は速やかにその全額を返還します。
7. クーリング・オフがあった場合において、当該契約に伴いお客さまの建物その他の工作物等の現状が変更されたときは、お客さまは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講じることを請求することができます。

### 【注意事項】

当社への切り替え後（供給開始予定日後）にクーリング・オフをされますと、電気が使えなくなりますので、別の会社と新たな電気の契約を締結してください。